

○財務省告示第六十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十八年二月八日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年三月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第三百三十回、第三百三十一回、第三百三十二回、第三百三十三回、第三百三十四回、第三百三十五回、第三百三十六回、第三百三十七回、第三百三十八回、第三百三十九回、第四百一回及び第四百二回） 債券（三十年）（第八回、第十回、第十二回、第十四回、第二十八回、第三十一回、第三十六回、第三十七回、第三十八回、第三十九回、第四十一回及び第四十二回） 及び利付国庫債券（四十年）（第五回及び第七回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入			

（（利 第三付 二十年 四）回 券）	（（利 第三付 二十年 三）回 券）	（（利 第三付 二十年 二）回 券）	（（利 第三付 二十年 一）回 券）	（（利 第三付 二十年 ）回 券）	（（利 第三付 二十年 ）回 券）	（（利 第二付 四十年 七）回 券）	（（利 第二付 四十年 一）回 券）	（（利 第二付 四十年 ）回 券）	（（利 第二付 三十年 八）回 券）	（（利 第二付 三十年 四）回 券）	（（利 第二付 三十年 三）回 券）
二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	一 ・ 一 %	一 ・ 八 %	一 ・ 六 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 五 %	一 ・ 八 %	一 ・ 八 %
日年平 九成 月四 二十八	日年平 六成 月四 二十八	日年平 三成 月四 二十八	日年平 九成 月四 二十七	日年平 三成 月四 二十五	十年平 二十成 日一四 月十二 四	十年平 日十成 二四 月十二 五	十年平 日十成 二四 月十二 四	日年平 九成 月四 二十四	日年平 六成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十四	十年平 日十成 二四 月十二 三
三十 億 円	五十 億 円	億二 百六 十二	三十 億 円	十三 億 円	五十 二 億 円	三十 五 億 円	四十 一 億 円	十 億 円	億二 百四 十四	億五 百九 十一	三百 億 円

（利付第四十七回） （国庫債券）	（利付第四十五回） （国庫債券）	（利付第三十四回） （国庫債券）	（利付第三十四回） （国庫債券）	（利付第三十三回） （国庫債券）	（利付第三十三回） （国庫債券）	（利付第三十三回） （国庫債券）	（利付第三十三回） （国庫債券）	（利付第三十三回） （国庫債券）	（利付第三十三回） （国庫債券）	（利付第三十二回） （国庫債券）
一・七%	二・〇%	一・七%	一・七%	一・九%	一・八%	一・九%	二・〇%	二・二%	二・五%	
日年平三成 月六二十六	日年平三成 月六二十四	日年平三成 月五二十六	十年平日 十成二月二十五	日年平六成 月五二十五	日年平三成 月五二十五	日年平九成 月五二十四	日年平三成 月五二十四	日年平九成 月五二十一	三平月成 二五十年	
十億円	二億円	二十八億円	円百五十七億	五億円	百八億円	八十六億円	五十二億円	二十五億円	三百八億円	